

## 第2章

# 本学の意思決定機構の整備 — 代議教授会 —

### I はじめに

昨年発行された本学の自己点検報告書「北に一星あり」（第5集）第2章で、本学の意思決定機構の整備について述べたが、その中で代議教授会の導入については、「この規程の成立、実施が平成11年度内の事項であるために次回報告書において詳細を報告することとした」と記しており、今回の報告書で、学内での検討経過、代議教授会の機能、規程の内容等について述べることにする。

### II 代議教授会導入の検討経過

代議教授会の導入については、本学の意思決定機構を全学的に見直すことの一つとして検討されたものである。

検討される前の本学の意思決定機構の状況はどうであったかという点、教授会が月2回を定例として開催され、1回の会議に約2時間を要していた。そのほか28の学内委員会に延べ約230名の教官が委員として関わっており、本学の教授会構成員（講師以上）数が約120名であるから、平均すると一人あたりほぼ2つの委員会を受け持っていることになる。そのうえ委員会内におかれる専門部会やワーキンググループなどを含めると、教官の負担はさらに重くなっているという状況であった。

これらの状況をふまえ、本務の教育研究の遂行に支障を生じないように、過重な負担を軽減することを目的として、平成10年5月から学長補佐室において本学の意思決定機構の点検を開始した。その点検項目の中で教授会の在り方、特に審議事項の精選、定例回数の見直しを行うこととしたが、他方、平成10年6月に大学審議会答申の中間まとめが出され、その中で組織運営体制の整備について見直しを求められていたことも考え併せ、本学に学校教育法施行規則第66条の2に規定する代議員会を導入できないかをも検討することとなった。

学長補佐室で検討した結果、教授会について次のような方針案を10月末にまとめた。

- ①審議事項を大学の基本的な方向性に関わる事項に絞り込む
- ②実質的に審議可能な会議体実現のため、学校教育法施行規則第66条の2に基づく代議員制を導入する（名称は「運営教授会」）

次いで、11月に各学科長・各種委員会委員長・副委員長・各課長等による合同会議を開催しこの方針案を検討した。その後、各学科での検討と学科長会議の審議を経て、平成11年1月20日開催の教授会で、代議員制の導入を盛り込んだ「教授会規則の一部改正案」と「教授会規則に関する申合せ案」が提案された。しかしながら、各学科での議論が不足していること、代議員会導入の是非、運営教授会の名称の意味及び構成員並びに招集請求の制限緩和、教授会構成員全員による教授会（以下「全体教授会」という。）と運営教授会の審議事項の振り分け等について意見が出され、継続審

議となった。

教授会での意見をふまえ、2月に教官懇談会を開催し各教官から意見を聴取した。その後、学科長会議でも名称及び構成等について審議を重ね、平成11年9月に改正案を作成し、9月24日開催の教授会で再提案した。教授会では種々意見が交わされたが、採決の結果賛成多数により改正案が承認された。

### Ⅲ 代議教授会の機能

経緯でも述べているが、教官に対する負担軽減を目的として検討を開始したが、代議員制による教授会では何を審議し、どのような機能にするのかが問題であった。当初、学長補佐室では、教授会の構成員が約120名であり、実質的な審議をするには適正規模を超えており、少数の者による実質的な審議が可能な会議体を想定していた。しかし、一方で重要な事項については全体教授会で行うという考えに立っていたため、「重要な事項」を「実質審議する」場が代議員制による教授会であるのか全体教授会であるのか教官の認識が一致せず、さらには「運営教授会」という名称が屋上屋を重ねる会議体になるのではないかという懸念も出された。そこで学長補佐室では見解を統一し、全体教授会では本学の運営にとって基本的な重要事項、将来構想に関わる事項、重要な案件で慎重を期する必要がある、全教官の意向をできるだけ反映させるべき事項を審議し、代議員制による教授会では比較的ルーチン的な案件を審議することとした。また、「運営教授会」という名称については「(教授会を)運営する(縮小)教授会」という意味であり、名称には特にこだわらないこととした。なお、名称についてはその後、学科長会議で「代議教授会」と変更した。その他、代議員制の教授会の審議事項であっても、教授会構成員の一定数の要請により全体教授会での審議事項とする審議請求や、代議員制の教授会により決定された事項でも、教授会構成員の一定数をもって全体教授会での再審議を可能とする再議請求などを盛り込み、さらには、規程の見直しを2年後に行うこととしたり、代議員制の教授会の議題や資料は事前に教授会構成員に配布するとともに、議事録についても教授会構成員に配布するなど、公開性と透明性を確保することとした。

### Ⅳ 規程の内容

制定された「小樽商科大学教授会規則」と「小樽商科大学教授会規則に関する申合せ」は資料(P.6)のとおりであるが、内容について若干触れておくこととする。

第2条の審議事項は、平成11年9月のときには、旧規則の審議事項を整理して6項しか設けていなかったが、国立学校設置法が改正され、教授会の審議事項が明確化されたことに伴い、国立学校設置法に合わせた審議事項の変更を平成12年2月28日の全体教授会で行い、現在の審議事項となっている。

第6条に代議教授会について定めているが、第1項と第2項で代議教授会の位置づけを規定しており、学校教育法施行規則第66条の2に規定する代議員制と同じ趣旨である。

第3項では構成員について定めているが、構成員についても様々な意見が出された。それは「代議員制」という言葉の理解の違いによるところもあるが、部局長等の管理職が構成員に入るのはふさわしくないとか、すべての構成員を教授会で選出するべきであるという意見である。しかしながら、部局長は教授会で民主的に選出されており、全学的な見地から意見を述べる必要があり、構成員となるのは当然であると判断した。また、各学科から選出された教官だけではなく、教授会でも各学科から選出することとし、25名の構成員のうち12名が各学科と教授会で選出されることとした。

第6項は審議請求であり、第7項は再議請求である。この定めは、教官から請求があればいつでも全体の教授会に諮れるようにしたものである。

具体的な審議事項の振り分けは申合せで定めている。重要な事項は全体教授会で審議し、代議教授会では比較的ルーチン的な事項を審議することとなっている。

また、代議教授会の問題点等は実施してみなければわからないこともあるため、2年後に見直すこととなっている。

## V 代議教授会実施後の状況

規程成立後、平成11年11月から代議教授会が実施されているが、平成11年度の開催状況を見ると、全体教授会は11月から3月までの5カ月間で9回開催され、1回あたり会議所要時間は113分と約2時間である。代議教授会は10回開催され、1回あたりの会議所要時間は47分となっている。また、全体教授会と代議教授会を7回同日開催している。この状況だけを見ると意図されたことが達成されていないように見られるが、平成11年度の中途から実施したことや、1月から3月は時期的に開催回数が多いことなどもあり、まだ過渡期のためやむを得なかったのではないかと思う。今後は、議題を整理するなどによって全体教授会と代議教授会が各月1回の開催となるよう努め、教官の負担軽減につながるよう図っていきたいと考えている。

## (資 料)

# 小樽商科大学教授会規則

(昭和24年6月1日制定)

### (組織)

第1条 小樽商科大学教授会（以下「教授会」という。）は、学長、本学専任の教授、助教授及び講師をもって構成する。

### (審議事項)

第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (3) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の見積りの方針に関する事項
- (5) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (6) 教員人事の方針に関する事項
- (7) 教育課程の編成に関する事項
- (8) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (10) 教育研究活動等の状況についての評価に関する事項
- (11) その他教育又は研究に関する重要事項
- (12) その他大学の運営に関する重要事項

### (招集等)

第3条 教授会は、学長がこれを招集しその議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。

### (議事)

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、他の規程等に別段の定めがあるときは、この限りでない。

### (構成員以外の者の出席)

第5条 学長又は教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (代議教授会)

第6条 教授会は代議教授会を置き、第2条に定める審議事項のうち、一部の審議を付託し議決させることができる。

2 前項の規定に基づき、代議教授会が行った議決は、教授会の議決とする。

- 3 代議教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
- (1) 学長
  - (2) 附属図書館長
  - (3) 学生部長
  - (4) 保健管理センター所長
  - (5) 言語センター長
  - (6) 情報処理センター長
  - (7) 国際交流センター長
  - (8) ビジネス創造センター長
  - (9) 学科長及び学科主任
  - (10) 各学科から選出された教官 6名
  - (11) 教授会において各学科から選出された教官 6名
- 4 前項第10号及び第11号の構成員の任期は、1年とする。
- 5 第3項第10号及び第11号の構成員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 代議教授会に付託された審議事項のうち、教授会構成員の4分の1以上の請求あるとき、若しくは代議教授会が必要と認めたときは、教授会で審議するものとする。
- 7 代議教授会で行った議決のうち、教授会構成員の4分の1以上の請求あるときは、教授会で再議に附するものとする。
- 8 代議教授会の招集等、定足数、議決の要件及び議事運営に関しては、第3条、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 9 代議教授会は、速やかに会議の審議結果等の活動状況について教授会構成員に報告するものとする。

# 小樽商科大学教授会規則に関する申合せ

(平成11年11月1日制定)

第1条 第2条各号に規定する教授会審議事項の具体的内容及び第6条第1項に規定する教授会が代議教授会に審議事項の一部を付託し、議決させることができる事項は、次に掲げる表のとおりとする。

教授会審議事項の具体的内容	
教授会で審議する事項	代議教授会の審議事項
<b>1. 教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項</b> (1)学長、教員及び部局長の任免、分限、懲戒及び服務	
<b>2. 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項</b> (1)将来構想	
<b>3. 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項</b> (1)組織及び運営に関する重要な規則の制定及び改廃	
<b>4. 予算の見積りの方針に関する事項</b> (1)歳出概算要求 (2)校費及び教官研究旅費の予算・決算	
<b>5. 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項</b> (1)学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置及び廃止 (2)講座の設置及び廃止 (3)学科目の種類及び編成	
<b>6. 教員人事の方針に関する事項</b> (1)教員人事の方針	(1)教官選考委員会の発足 (2)名誉教授の選考 (3)教官の割愛 (4)外国人教員・教師の任期
<b>7. 教育課程の編成に関する事項</b> (1)教育課程 (2)授業計画の最終確認	(1)商業教員養成課程の所属 (2)授業計画の作成(変更を含む) (3)短期留学プログラムの編成 (4)国際交流科目の単位認定

<b>8. 学生の厚生及び補導に関する事項</b>	
(1)懲戒	(1)除籍 (2)休学 (3)退学 (4)転学 (5)表彰
<b>9. 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</b>	
(1)入学者選抜方法等	(1)卒業認定 (2)入学の許可 (3)夜間主コース（推薦・社会人）合格者決定 (4)昼間コース（推薦）合格者決定 (5)昼間コース（帰国子女・中国引揚者等子女・私費外国人留学生）合格者決定 (6)昼間コース・夜間主コース(前期)、専門高校・総合学科卒業生選抜合格者決定 (7)昼間コース・夜間主コース(後期)合格者決定 (8)編入学生合格者決定 (9)科目等履修生、研究生等の入学許可
<b>10. 教育研究活動等の状況についての評価に関する事項</b>	
(1)外部評価	(1)自己点検評価
<b>11. その他教育又は研究に関する重要事項</b>	
(1)大学間交流協定 （学術交流・学生交換）	(1)国費外国人留学生の受入 （大使館・大学推薦） (2)外国政府派遣留学生の受入 (3)学生交換協定に基づく留学生の受入 (4)学生の派遣留学規程に基づく学生の派遣 (5)受託研究 (6)民間機関等との共同研究の受入
<b>12. その他大学の運営に関する重要事項</b>	
(1)保健管理センター所長、学生部長及び言語センター長の選考、情報処理センター長の選出 (2)委員会等の設置及び改廃 (3)各種委員会委員の選出（教授会選出）	(1)学科長及び学科主任の選任 (2)国際交流センター長の選出 (3)ビジネス創造センター長の選出

第2条 前条の表によらない審議事項があった場合は、教授会に諮るものとする。